

三木町農業委員会
令和3年4月 定例総会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

三木町農業委員会

令和3年4月 定例総会議事録

- (会 期) 1 日間
(開 催 年 月 日) 令 和 3 年 4 月 21 日
(会 議 時 間) 13:30 ～ 14:38
(開 催 場 所) 三木町防災センター
(2 階) 第 1 研修室
(議 題) 別 紙 の と お り

出席委員数 16名

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1番 松田 隆雄 | 11番 高重 浩二 |
| 2番 香西 茂知 | 12番 白井 敏雄 |
| 3番 古市 哲 | 13番 吉原 博 |
| 4番 藤澤 勇一 | 14番 中川 詰郎 (欠席) |
| 5番 鎌倉 茂雄 | 15番 横山 良秀 |
| 6番 溝渕 常雄 (欠席) | 16番 岡田 久 |
| 7番 川田 正憲 | 17番 鎌倉 守 |
| 8番 鈴木 勤 | 18番 溝渕 廣明 (会長職務代理) |
| 9番 小川 正則 | 19番 高尾 壽一 (会長) |
| 10番 鎌倉 博之 (欠席) | |

(事 務 局)

- 1 平井元事務局長 2 横山賢一課長補佐 3 山本陽子副主幹 4 谷洋司主査
5 谷井直人主事

(そ の 他)

- 1 森岡隆一係長 (町農林課) 2 渡辺龍也主事 (町農林課)

(別紙)

(1) 農地法関係 (別紙議案書のとおり)

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	(1件)
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	(2件)
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	(7件)
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について	(2件)
議案第5号	非農地証明願について	(1件)
議案第6号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について	(第1号)
議案第7号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について	(1件)
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について	(2件)
報告第2号	使用貸借返還通知について	(4件)

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 青年等就農計画認定申請について

(4) その他

事務局

4月の三木町農業委員会定例総会を開催致します。
開会にあたりまして会長よりご挨拶をお願いします。

会長

只今より、定例総会を開会致します。
(挨拶)

今月は、農地法関係の議案と報告、香川県農業会議常設審議委員会審議報告、青年等就農計画認定申請についてです。

事務局

今月の定例総会のご案内申しあげたとおり、農地法関係議案と農用地利用集積計画等についてそれぞれご審議をお願いします。

その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会審議報告をお願い致します。

本日の出席委員は19名中16名で、定足数に達していますので定例総会は成立しています。

定例総会議事録署名委員につきましては、鎌倉守委員と松田隆雄委員をお願い致します。

それでは、会長よろしくをお願いします。

会長

皆様の慎重審議をよろしくをお願いします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

番号1	申請地	: 大字池戸字四角寺	2筆	1,464.00 m ²
	地目	: 田2筆		
	譲受理由	: 経営規模の拡大		
	譲渡理由	: その他		
	権利の種類	: 所有権移転(競売)		

(補足説明)

(無し)

以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

それでは、地区の担当委員から補足説明がありましたらをお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ありがとうございました。

各委員から何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

質問が無いようなので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

議案2から4号は、まとめて説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

番号1	申請地	: 大字氷上字北福万	4筆	584.00 m ²
		字境渕		
	地目	: 田2筆、畑2筆		
	現況	: 宅地4筆		
	転用目的	: 住宅平屋建1棟、倉庫・車庫・納屋各1棟		
	併用地	: 宅地(498.00m ²)		
	造成時期	: 昭和48年3月頃		
	備考	: ー		

番号2	申請地	: 大字井戸字高木	1筆	340.00 m ²
	地目	: 田1筆		
	現況	: 宅地1筆		
	転用目的	: 住宅2階建1棟、倉庫1棟		
	併用地	: 宅地(242.52m ²)		
	造成時期	: 平成12年頃		
	備考	: ー		

(補足説明)

(無し)

以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

引き続き、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

番号1	申請地	: 大字鹿付字山田	2筆	254.00 m ²
	地目	: 田2筆		
	現況	: 田2筆		
	転用目的	: 住宅2階建1棟		

	権利の種類 :	所有権移転 (売買)		
	併用地 :	—		
	造成時期 :	—		
	備考 :	—		
番号2	申請地 :	大字平木字荒木	1 筆	729.00 m ²
	地目 :	田1筆		
	現況 :	田1筆		
	転用目的 :	店舗平屋建1棟、住宅平屋建1棟		
	権利の種類 :	所有権移転 (売買)		
	併用地 :	宅地 (298.05m ²)		
	造成時期 :	—		
	備考 :	—		
番号3	申請地 :	大字池戸字深谷	2 筆	179.00 m ²
	地目 :	畑1筆		
	現況 :	畑1筆		
	転用目的 :	駐車場		
	権利の種類 :	所有権移転 (売買)		
	併用地 :	宅地 (1044.22m ²)		
	造成時期 :	—		
	備考 :	—		
番号4	申請地 :	大字池戸字岩鼻	2 筆	955.00 m ²
	地目 :	田2筆		
	現況 :	田2筆		
	転用目的 :	賃貸共同住宅2階建2棟		
	権利の種類 :	所有権移転 (売買)		
	併用地 :	宅地等 (1118.70m ²)		
	造成時期 :	—		
	備考 :	—		
番号5	申請地 :	大字朝倉字池尻	1 筆	338.00 m ²
	地目 :	田1筆		
	現況 :	田1筆		
	転用目的 :	貸駐車場		
	権利の種類 :	所有権移転 (売買)		
	併用地 :	宅地 (182.55m ²)		
	造成時期 :	—		
	備考 :	—		
番号6	申請地 :	大字氷上字境渕	2 筆	292.00 m ²
	地目 :	田2筆		
	現況 :	田2筆		
	転用目的 :	住宅平屋建1棟		
	権利の種類 :	使用貸借権設定		
	併用地 :	田 (1.49m ² 、1186番2、第4条申請番号1)		
	造成時期 :	—		

備 考 : 一

番号7 申請地 : 大字氷上字北中川 1筆 240.00 m²
地 目 : 田1筆
現 況 : 田1筆
転用目的 : 住宅2階建1棟
権利の種類 : 使用貸借権設定
併用地 : 宅地 (99.04m²)
造成時期 : 一
備 考 : 一

(補足説明)

(無し)

会長

引き続き、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

番号1 申請地 : 大字氷上字北中川 3筆 2,525.00 m²
地 目 : 田3筆
現 況 : 田3筆
変更前計画 : 分譲住宅12棟
平成8年8月10日～令和3年3月31日
変更後計画 : 分譲住宅12棟
平成8年8月10日～令和5年3月31日
備 考 : 平成8年7月25日許可、工期延長

番号2 申請地 : 大字平木字荒木 4筆 4,116.00 m²
地 目 : 田4筆
現 況 : 田4筆
変更前計画 : 分譲住宅17棟
平成27年5月20日～平成32年4月30日
変更後計画 : 分譲住宅14棟
平成27年5月20日～令和4年4月30日
備 考 : 平成27年5月20日許可、工期延長・区画数変更

(番号1の補足説明)

(無し)

以上になります。ご審議よろしく申し上げます。

会長

それでは、現地調査の担当委員から報告をお願いします。

担当委員 (17番)

現地調査の報告を行います。

4月分の農地法関連の申請について、令和3年4月13日の午前9時から、第4条許可申請2件、第5条許可申請7件、第5条計画変更申請2件につきまして、高尾会長・松田委員・私（鎌倉委員）・事務局2名の計5名、及び担当地区の農業委員・農地利用最適化推進委員と共に現地調査を実施しました。現場では、申請区域の特定・隣接農地の状況・造成方法・排水方法等について、確認いたしました。

その中で問題となったのは、第4条申請番号1・2です。こちらにつきましては、既に造成が行われておりましたが始末書が添付されておりました。その他につきましては特に問題ありませんでした。

以上で現地調査の報告を終わります。

会長

それでは、地区の担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

担当委員（8番）

議案第2号番号1は、無断転用でしたが、この度全て解消するという事で、その他の問題はありませんでした。

議案第3号番号6は、土地所有者の孫が地元へ戻り居住するための住宅を建築するという事でした。

議案第3号番号7は、土地所有者の子が地元へ戻り居住するための住宅を建築するという事でした。

担当委員（2番）

議案第2号番号2は、無断転用でしたがその他の問題はなく、ご審議をお願いします。

担当委員（9番）

議案第3号番号1は、土地所有者は姪に土地を譲り渡し、姪が住宅を建てるという事です。また、排水計画にも問題はないと思います。

議案第3号番号2は、店舗はケーキ店で、住宅はその従業員が使用します。また、排水計画は、下水道に接続するという事で問題ないと思います。

担当委員（19番）

議案第3号番号3は、資材置場の北側に位置し、住宅の駐車場として使用します。住宅の改装も既に行われているとのことです。

議案第3号番号4は、去年賃貸共同住宅を建築し、今回はその続きという事です。特に問題はないとおもいますのでご審議をよろしくをお願いします。

担当委員（15番）

議案第3号番号5は、貸駐車場ですが、問題となるところはなかったと思います。

会長

事業計画変更はよろしいですか。

ありがとうございました。

各委員から何か質問はありますか。

委員一同

（無し）

会長

議案第2・3・4号は、別に採決します。

質問が無いようなので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。

会長

次に議案第3号を採決します。

質問が無いようなので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。

会長

次に議案第4号を採決します。

質問が無いようなので、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。

引き続き、議案第5号、非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号 非農地証明願について

番号1	申請地	: 大字上高岡字山大寺	2筆	1,509.00 m ²
	地目	: 畑2筆		
	現況	: 山林2筆		
	非農地と			
	なった日	: 昭和53年3月日不詳		

(補足説明)

(無し)

以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

ありがとうございました。

各委員から何か質問はありますか。

19番委員

申請地の周辺も山ですか。

事務局

申請地は、周辺が小高い丘になっており、竹やぶのようになっています。

18番委員

竹やぶになってしまってます。

会長

他に質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

質問が無いようなので、議案第5号 非農地証明願について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

承認されました。

それでは、議案第6号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について
(農用地利用集積計画について説明)

今月は、新規利用権設定5件・再設定15件・転貸7件で計27件になります。

どの案件につきましても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

以上になります。

会長

引き続き、議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について
(農用地利用配分計画について説明)

今月は1件で、総設定面積5733㎡となっています。

どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。

以上になります。ご審議よろしく申し上げます。

会長

ありがとうございました。
各委員から何か質問はありますか。

19番委員

計画書の左側に同じ番号が2段に表記されているのは、どういうことですか。

事務局

上段の「番号」が同月内連番で、下段の「通番」は同年度内連番です。

19番委員

農地機構経由の案件ですが、物件の内容で同じ内容が2段になっているのはどうしてですか。

事務局

貸し手と借り手が異なるからです。

16番委員

1段でもよいのではないですか。

事務局

そうですね。

4番委員

議案第6号番号21ですが、利用権の設定を受けるものが、さぬき市の人ですが、耕作に距離的な支障はないのでしょうか。

事務局

極端な遠距離ではなく、この範囲であれば今までも耕作はできています。

3番委員

議案第6号番号21ですが、野菜とは、何をつくるのですか。

事務局

具体的な品目は記載されていません。

3番委員

実績面積はわかりますか。

事務局

具体的な面積も記載がなく、わかりません。

2番委員

次回から、聞取りをしてはどうですか。

事務局

はい。

19番委員

昨年度までの議案書には、耕作者の年齢が表記されていたのですが、あわせて、担い手の現在の耕作面積が表記されていたのですが、その点についてはどうですか。

事務局

記載するようにします。

会長

議案書の内容の表記方法において、耕作者の年齢・担い手の現在の耕作面積・農地機構経由案件の物件内容が2段書きとなっていることの3点を、今一度検討してみてください。

事務局

はい、検討します。

会長

他に質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

質問が無いようなので、議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

承認されました。

引き続き、議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

承認されました。

報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

番号1	申請地	: 大字池戸字中城	1筆	1,031.00 m ²
	地目	: 田1筆		
	取消理由	: 農地転用のため		

番号2	申請地	: 大字井戸字高木	1筆	595.00 m ²
	地目	: 田1筆		
	取消理由	: 本人耕作のため		

(補足説明)

(無し)

報告第2号 使用貸借返還通知について

番号1	申請地：大字池戸字深谷 地目：田2筆 解約日：令和3年3月19日 解約事由：農地転用のため	2筆	469.00 m ²
番号2	申請地：大字池戸字深谷 地目：田2筆 解約日：令和3年3月19日 解約事由：農地転用のため	2筆	469.00 m ²
番号3	申請地：大字奥山字広野 地目：田1筆 解約日：令和3年3月31日 解約事由：売買のため	1筆	1,056.00 m ²
番号4	申請地：大字井戸字川西 地目：田1筆 解約日：令和3年3月31日 解約事由：借り手の変更のため	1筆	2,885.00 m ²

(補足説明)

(無し)

以上になります。

会長

ありがとうございました。

報告案件ですが、何か質問はありますか。

19番委員

報告第1号番号2は、12人の共有なのですか。

事務局

残存小作の解約です。当初の借り受け人が死亡し、相続人が12人いまして、その全員から承諾印をもらい、今回の通知となりました。2人の相続人が12人います。

2番委員

川人病院がある農免道路の交差点のところとなります。

借受人の旧小作で、県外等へ行き、12人の印をいただいたそうです。

12人の内には、金銭を要求されたこともあり、手続きには苦勞したそうです。

委員一同

(無し)

会長

報告事項は以上です。議案書については以上です。
それでは、次第「（２）香川県農業会議常設審議委員会審議報告について」に移ります。
（審議報告について説明）
各委員から何か質問はありますか。

委員一同

（無し）

会長

ありがとうございました。
それでは、次第「（３）青年等就農計画認定申請について」に移ります。
事務局より説明をお願いします。

事務局

（農業経営基盤強化促進基本構想の変更について説明）

会長

ありがとうございました。
ぜひ、早めに（目標に）到達するよう指導をお願いしたいと思います。

各委員から何か質問はありますか。

委員一同

（無し）

会長

質問が無いようなので、これで定例総会を終了と致します。ありがとうございました。